

CCJP勉強会 「NFTの使い方と創作活動の未来」

NFTについて概説します

2022年5月22日

弁護士 増田 雅史

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

※ 本講義及び本講義資料の著作権は全て講師に帰属します。本講義資料の転用・転載を禁止致します。本講義及び本講義資料において言及のある具体的な事例については、講師が公表資料のみから検討したものであり、講師又その所属事務所が当該案件に関与したことを意味するものではなく、また当該案件における会社又はその法律顧問の見解を示すものではありません。

NFTとは

- NFT(Non-Fungible Token=非代替性トークン)とは？

- ✓ ブロックチェーン上で発行される“トークン”のうち…各トークンに独自の「個性」(属性や情報)が付与され、他のトークンと区別可能なもの
- ✓ ファンジブルなトークン(ビットコイン等)との対比

- 実務上のポイント：

- ✓ ERC-721 に代表される技術仕様の存在
- ✓ OpenSea などのマーケットの存在

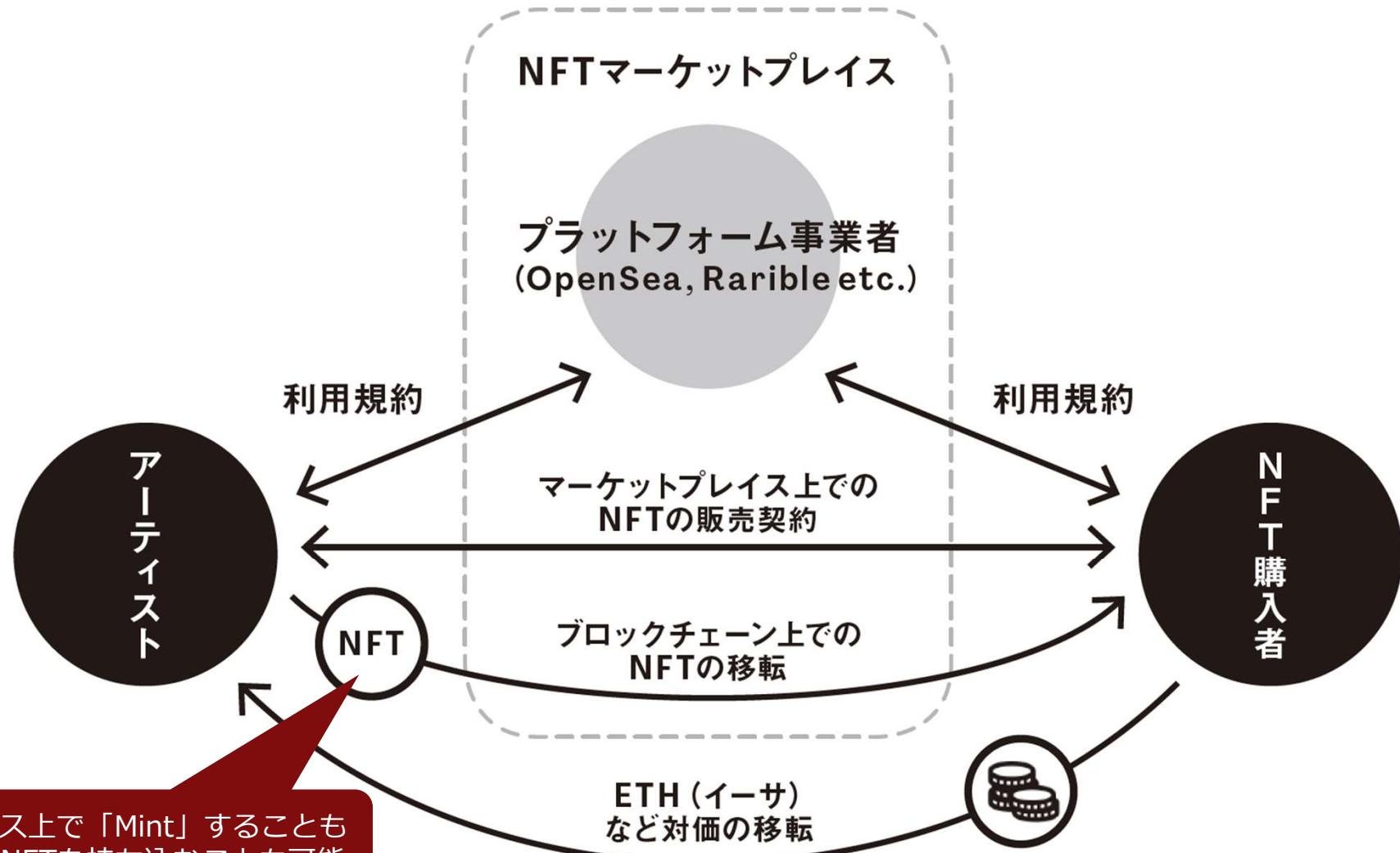
- 下記区別が議論の上で有益：

- ✓ **狭義のNFT**…実質的にも唯一性のあるトークン
- ✓ **広義のNFT**…個数を限定する手段としてのトークン

NFTの取引関係者（アート分野を例として）

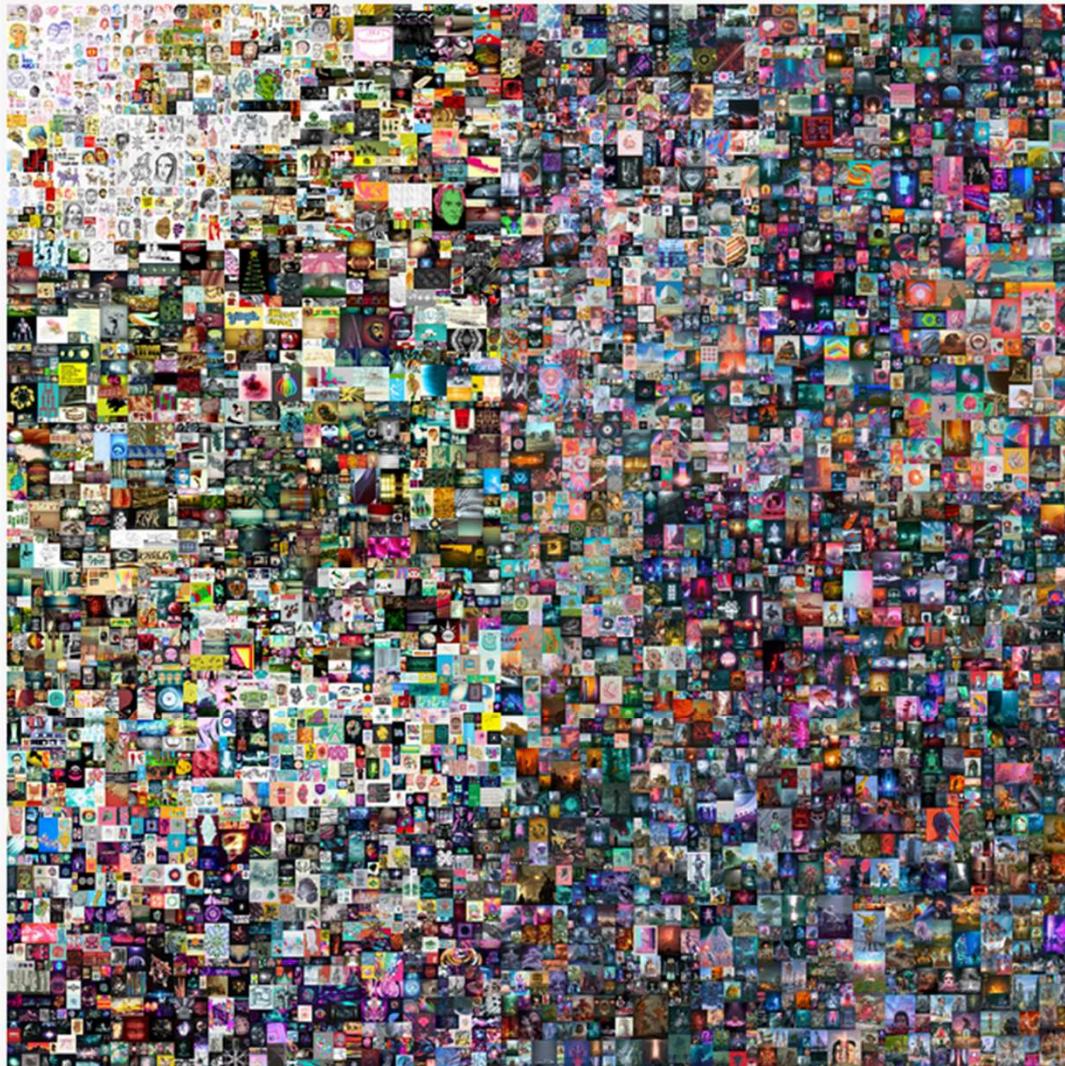
図1 NFTの発行・販売場面における当事者の関係図

天羽健介・増田雅史編『NFTの教科書』
(朝日新聞出版・2021年)182頁



サービス上で「Mint」することも
外からNFTを持ち込むことも可能

NFTの取引とは？何が取引されているのか？



Beeple (b. 1981)

EVERYDAYS: THE FIRST 5000 DAYS

Price Realised
USD 69,346,250

Estimate unknown

null: 12 Mar 2021

???-save_txt

取引対象はトークンのみ。

→「デジタル所有權」？

感

<https://onlineonly.christies.com/s/beeples-first-5000-days/beeples-b-1981-1/112924>

論点1：アートNFTの本質に由来する問題

- そのNFTを発行しているのはアーティスト本人か？

➤ 本人のパトロンだと、どこまで明確に言えるだろうか。

➤ **販売プラットフォームにおける本人確認が肝となる**

- そのNFTの唯一無二性が失われることはないか？

➤ アーティストが他のプラットフォーム等を利用して、同じ作品を更にNFT化することはないだろうか。

➤ **これはデジタルアート特有の問題ではない**

論点2：アートへのアクセスの永続性

- 特定の者だけが楽しめるアート？

- そのアートにアクセスする方法に限定を付すことになる

- アートの永続性の問題

- データ自体の永続性
 - データ形式の利用の永続性(ただの画像ならよいが…)

論点3：著作権の譲渡、著作権に基づく許諾

- NFT保有者にコンテンツ利用をさせたい場合…

- 「デジタル所有権」は無い
- 著作権の活用？

- 「NFTに著作権を載せる」というアイデアはワークするか？

- 著作権の譲渡方式に制限がないことによる難点

- 「NFTにライセンス権を載せる」のではどうか？

- ライセンスの撤回リスクをどう考えるか
- 著作権が譲渡されてしまったらどうなるか

「著作権を載せる」方式の難点

blockchain



第三者

②よりも前に
著作権が譲渡されてしまったら？

「ライセンスを載せる」方式の難点



「ライセンスを載せる」方式の難点

